

一般事業資金

●目的●

事業活動に必要な資金を融資し、経営基盤の確立を促進し、もって中小企業の振興に資することを目的とします。

●融資条件●

この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとします。

融資対象者	恵庭市中小企業振興条例第2条に定める中小企業者等で、市内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等
資金使途	運転資金、設備資金（ただし、市内設備に限ります。）
融資限度額	運転資金 2,000万円以内、設備資金 3,000万円以内
利率	3年以内 2.4%、5年以内 2.6%、7年以内 2.8%、10年以内 3.0%
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
返済方法	月賦又は一括返済
保証人・担保	原則不要（金融機関又は信用保証協会の定めによる）
信用保証	信用保証協会の定めによる（信用保証料の全額を恵庭市が補給します）

小口事業資金

●目的●

北海道信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る「責任共有制度」の導入による小規模企業者への影響を緩和するため、責任共有制度の対象除外となる資金を融資し、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、経営の安定に資することを目的とします。

●融資条件●

この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとします。

融資対象者	恵庭市中小企業等振興条例第2条に定める中小企業者等で、次に掲げる中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模企業者 (1) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの。 (2) 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの。 (3) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。 (4) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。 (5) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。
資金使途	運転資金、設備資金(ただし、市内設備に限ります。)
融資限度額	2,000万円以内(ただし、既存の北海道信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限ります。)
利率	3年以内 2.1%、5年以内 2.3%、7年以内 2.5%、10年以内 2.7%
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)
返済方法	月賦又は一括返済
保証人・担保	原則不要(金融機関又は信用保証協会の定めによる)
信用保証	信用保証協会の定めによる(信用保証料の全額を恵庭市が補給します)
その他	北海道信用保証協会の責任共有制度の対象除外となる「小口零細企業保証制度」の対象資金。

起業家育成資金

●目的●

創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うことにより、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、企業の育成を図ることを目的とします。

●融資条件●

この資金の融資は、次表に掲げるところにより行うものとします。

融資対象者	(1) 事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に市内で新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの。 (2) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの。 (3) 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人(当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る)。 (4) 設立の日以後の期間が5年未満の会社(当該設立の前日に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る)。 (5) 設立の日以後の期間が5年未満の会社(自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに設立したものに限る)。
資金使途	運転資金、設備資金(ただし、市内設備に限ります。)
融資限度額	2,000万円以内
利率	3年以内 1.8%、5年以内 2.0%、7年以内 2.2%、10年以内 2.4%
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)
返済方法	月賦又は一括返済
保証人・担保	原則不要(金融機関又は信用保証協会の定めによる)
信用保証	信用保証協会の定めによる(信用保証料の全額を恵庭市が補給します)
自己資金	「融資金額の範囲内」とし、北海道信用保証協会の「創業関連保証」及び「創業関連保証」を適用する場合には要綱に準ずる。